

1 公的年金制度は、なんのためにあるんだろう？

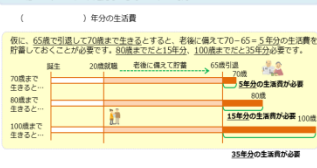
おじいちゃん、おばあちゃんの公的年金

(1) 自分のおじいちゃん・おばあちゃんが、月々どれくらいの公的年金をもらっているか知っていますか？知っている場合は金額を書いてみましょう。
(知っている) 月々()円くらい

(2) もしも、公的年金がなかったら、おじいちゃん・おばあちゃんの暮らしと、自分の暮らしにどのような影響があるか想像してみてください。

誕生したら...

(3) 公的年金、子どもがかわりもなく、影響を受けて暮らしにくいのではないですか？あんなら、出生時生活費を現世代に貯蓄すれば、安心して暮らさないとはいえませんが、下の図を見ながら考えてみましょう。



(4) ただ、現実的な問題として(3)のように自分が負担できない子育てがままならぬの心配も、貯蓄と比べて公的年金の恩恵は何か考えてみましょう。
【ファクトシート(右上参照)】

50年先の「お金」の価値

(5) 20歳から老後に備えて貯蓄を始めることを。貯めたお金を使うのは50年先になります。50年先とはどのような「価値」があるのでしょうか？また、公的年金はどのように対応してきたかを考えてみましょう。
【ファクトシート(右下参照)】

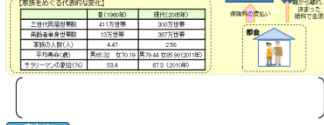
○若者に比べ若い頃に年金を貯蓄したとしても、50年先に比べて、現在の物価(物の価値)は「高いため、低い」、50年先の貯蓄したお金の価値は、現在では「上がって、下がって」しまっている。

○一方、公的年金の場合は、物価の上昇などに応じて、基本的に年金額は「増える」「減る」仕組みとなっており、年金額の実質的な価値を保っている。

公的年金制度ができたのはなぜ？

(6) あんなにはかろうすく公的年金の財源をどうにかする必要がありますが、その財源は特に使われることになるでしょうか？
【ファクトシート(右上参照)】

(7) 以下のイラストから、歴史的に公的年金制度がどんな経緯で整備されてきたのかを読み取って、説明してみましょう。
【ファクトシート(右下参照)】



(8) ここまでを振り返って、公的年金制度はどうして必要なのかを考えてみましょう。

公的年金制度をより理解するためのファクトシート① = 正確な議論のために

①公的年金のしくみと仕組み

②公的年金のしくみと仕組み

③公的年金のしくみと仕組み

④公的年金のしくみと仕組み

⑤公的年金のしくみと仕組み

⑥公的年金のしくみと仕組み

⑦公的年金のしくみと仕組み

⑧公的年金のしくみと仕組み

⑨公的年金のしくみと仕組み

⑩公的年金のしくみと仕組み

⑪公的年金のしくみと仕組み

⑫公的年金のしくみと仕組み

⑬公的年金のしくみと仕組み

⑭公的年金のしくみと仕組み

⑮公的年金のしくみと仕組み

⑯公的年金のしくみと仕組み

⑰公的年金のしくみと仕組み

⑱公的年金のしくみと仕組み

⑲公的年金のしくみと仕組み

⑳公的年金のしくみと仕組み

㉑公的年金のしくみと仕組み

㉒公的年金のしくみと仕組み

㉓公的年金のしくみと仕組み

㉔公的年金のしくみと仕組み

㉕公的年金のしくみと仕組み

㉖公的年金のしくみと仕組み

㉗公的年金のしくみと仕組み

㉘公的年金のしくみと仕組み

㉙公的年金のしくみと仕組み

㉚公的年金のしくみと仕組み

㉛公的年金のしくみと仕組み

㉜公的年金のしくみと仕組み

㉝公的年金のしくみと仕組み

㉞公的年金のしくみと仕組み

㉟公的年金のしくみと仕組み

㊱公的年金のしくみと仕組み

㊲公的年金のしくみと仕組み

㊳公的年金のしくみと仕組み

㊴公的年金のしくみと仕組み

㊵公的年金のしくみと仕組み

㊶公的年金のしくみと仕組み

㊷公的年金のしくみと仕組み

㊸公的年金のしくみと仕組み

㊹公的年金のしくみと仕組み

㊺公的年金のしくみと仕組み

㊻公的年金のしくみと仕組み

㊼公的年金のしくみと仕組み

㊽公的年金のしくみと仕組み

㊾公的年金のしくみと仕組み

㊿公的年金のしくみと仕組み

この教材のねらい

この教材は「公的年金制度」をテーマに、幅広い議論が展開できるように作成しています。教材は「ワークシート」2枚と「ファクトシート」3枚からなっており、ワークシートに沿って学習を進めながら、適宜ファクトシートを参照することで、議論をより深いものにすることを目指しています。

公的年金制度については、その財源の調達方法や給付の水準などについて世界でも様々な考え方があり、各国によって内容は様々です。個々人の老後の生活設計だけでなく、国の社会経済にも大きな影響を与える公的年金制度は、その国の社会・生活に対する価値観を反映したものと、いえることができます。

従って、設問については、一つの「正しい解答」があるものばかりではありません。

学習を進めるにあたっては、生徒に自由に意見を発表させたり、議論させたりして、主体的に考えさせることに重点を置いたものになるように、

また、指導者も自説を押しつけることなく、ともに議論を深めるようなスタンスで取り組んでいただくようお願いします。

この教材を通じた学習が、公的年金のあり方や、保険料を納める意味、少子高齢化への対応などについて、自ら考えるきっかけとなり、社会の一員としての自覚を身につけることにつながれば、大きな学習の成果であると考えられます。

学習指導要領との関係

このマニュアルに沿った学習は、公民科・家庭科の教科目標達成に資するものと考えられます。

(公民科の教科目標)
「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」

(家庭科の教科目標)
「人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」

1 公的年金制度は、なんのためにあるんだろう？

おじいちゃん・おばあちゃんの公的年金

(1) 自分のおじいちゃん・おばあちゃんが、月々どれくらいの公的年金をもらっているか知っていますか？ 知っている場合は金額を書いてみましょう。

(知っている ・ 知らない) 月々 () 円くらい

・基礎年金：約6万6千円 厚生年金：約16万5千円 (平均月収36万円の場合)

(2) もしも、公的年金がなかったら、①おじいちゃん・おばあちゃんの暮らしと、②自分の暮らしにどのような影響があるか想像してみましょう。

①
・生活費がなくなって、欲しいものや必要なものが買えないかもしれない

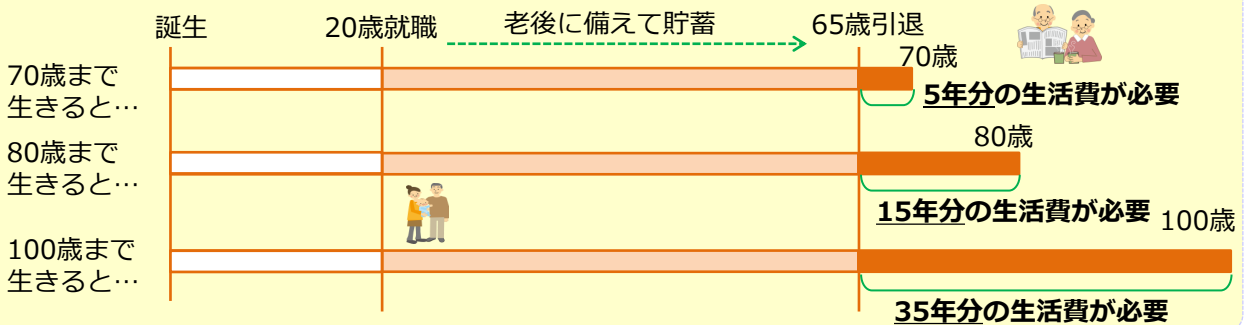
②
・家族が仕送りをしたり、同居して世話をする必要が出てくる。
・収入のない親の面倒をみるために転職や引っ越しも必要になる場合もある。

長生きしたら…

(3) 公的年金も、子どもからの仕送りもなく、老後に備えて貯蓄しないといけないとします。あなたなら、何年分の生活費を現役時代に貯蓄すれば、老後に安心して暮らせると思いますか。下の図を見ながら考えてみましょう。

() 年分の生活費

仮に、65歳で引退して70歳まで生きるとすると、老後に備えて70-65=5年分の生活費を貯蓄しておく必要があります。80歳までだと15年分、100歳までだと35年分が必要です。



(4) ただ、現実的な問題として(3)のように自分が何歳まで生きるか予想できません。下の会話を見て、貯蓄と比べて公的年金の良いところは何か考えてみましょう。

【ファクトシート②左上参照】

現役時代に貯蓄して老後の生活費を賄うためには、自分が何歳まで生きるか予想できないため、実際に必要となる生活費よりもかなり多めに蓄える必要がある。一方で、公的年金ならば、亡くなるまで年金給付を受けられることができるため、たとえ長生きしたとしても、安心して老後の生活を送ることができる。



大丈夫。生活費を10年分くらい貯蓄すれば老後は安心だね。

でも、長生きしたらどうしよう…？たくさん貯蓄しても、老後は収入がないから、お金がどんどん減っていくことを考えると不安だなあ。



おじいちゃん・おばあちゃんの公的年金

<p>1 (1)</p>	<p>★ねらい 導入として、おじいちゃん・おばあちゃんが仕事を引退しているにもかかわらず生活ができているのは「公的年金をもらっている」ためであるということを確認してもらう。この時点では、必ずしもいくら公的年金をもらっているかということは知らなくてもよい。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎年金：約6万6千円（保険料を40年間納めた場合の満額） ・厚生年金：約16万5千円（現役時代の平均月収36万円の場合） <p>※ 基礎年金は定額だが、厚生年金は給料が高いと給付額も高くなる。</p>
<p>1 (2)</p>	<p>★ねらい もしも公的年金がなければ、おじいちゃん・おばあちゃんの生活が困るだけでなく、自分たち若者も、親世代を養わないといけなくなることを理解する。（公的年金は、高齢者のためだけでなく、現役世代のためにもあり、世代と世代の支え合いの仕組み。）</p>

長生きしたら…

<p>1 (3)</p>	<p>★ねらい もしも、「公的年金」も「子どもからの仕送り」もなければ、働いている間に老後に必要な生活費を貯蓄しなければならないことを理解する。 また、自分が何歳まで生きるのかは予測できないため、個人でそれを貯蓄することは困難であることを理解する。</p> <p>★解説 （亡くなる年齢 - 仕事から引退する年齢）年分の生活費が必要となる。 長生きすれば、その分だけ老後の生活費がかかるため、何才まで生きると考えるかによって、回答が異なることになる。</p> <p>(参考1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均寿命：男性約79才、女性約86才（2011年、厚生労働省） ・65才からの平均余命：男性約19年、女性約24年（2011年、厚生労働省） <p>(参考2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老後1ヶ月の生活費：60代世帯で約30万円、70代世帯で約22万円 （2011年総務省統計局 家計調査より推計）
<p>1 (4)</p>	<p>★ねらい 貯蓄にはない公的年金のメリットの1つとして、「長生きに備えることができる」という点を理解する。</p> <p>★解説 1 (4) では、自分の寿命を仮定して、何年分の生活費が必要か計算したが、実際には、自分が何才まで生きるかはわからない。現代は、100才まで生きるのも珍しくない時代。もしかしたら、長生きして、老後の生活費が多くかかってしまうかもしれない。</p> <p>公的年金なら、亡くなるまで受け取ることのできる（終身で保障されている）ため、こうした“長生きのリスク”に対応することができる。</p>

50年先の「お金」の価値

(5) 20歳から老後に備えて貯蓄を始めるとすると、貯めたお金を使うのは約50年先になります。①50年前と比べてお金の「価値」がどのように変わったか、また、②公的年金はどのように対応してきたかを考えてみましょう。【ファクトシート②左下】参照

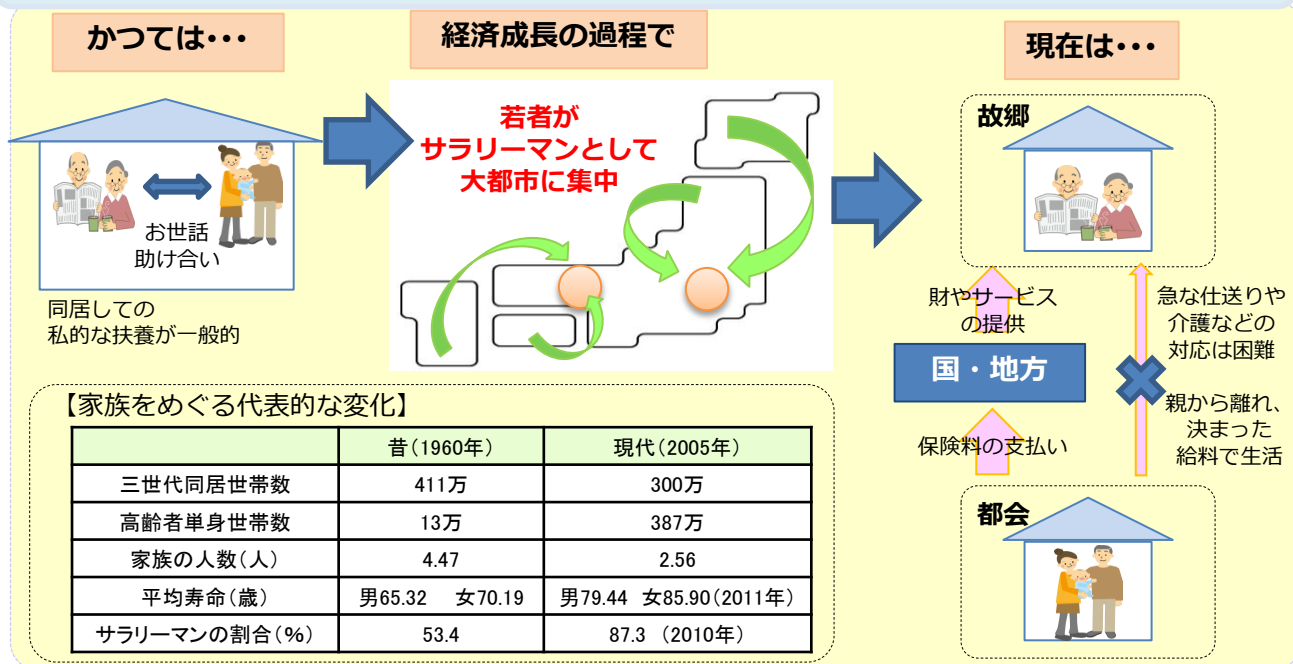
- 老後に備えて若い頃にお金を貯蓄したとしても、
 - ・ 50年前に比べて、現在の物価（物の値段）は（ 高いため ・ 低いため ）
 - ・ 50年前に貯蓄したお金の価値は、現在では（ 上がって ・ 下がって ）しまっている。
- 一方、公的年金の場合は、物価の上昇などに応じて、基本的に年金額は、（ 増える ・ 減る ）仕組みとなっており、年金額の実質的な価値を保障している。

公的年金制度ができたのはなぜ？

(6) あなたはもうすぐ公的年金の保険料を払うこととなりますが、その保険料は何に使われることになるのでしょうか。【ファクトシート①右上】参照

（ 自分の老後のために積み立てられる ・ 今の高齢者の年金になる ）

(7) 以下のイラストから、歴史的に公的年金制度がどんな背景で整備されてきたのかを読み取って、説明してみましょう。【ファクトシート①右上】参照



かつては、昔は親と同居して農業や自営業と一緒に営む人が多く、自分で親を養っていた。現代は、都市で会社勤めをして親と別居する人が多くなり、平均寿命も長くなったため、親を養うための費用が大きくなってきており、自分で親を養うことが難しくなっている。こういった社会の変化の中で、社会全体で高齢者を支える公的年金制度が整備されてきた。

まとめ

(8) ここまでを振り返って、公的年金制度はどうして必要なのか考えてみよう。

- ・ 長生きのリスクに対応できること (3) (4)
- ・ 経済状況（物価や賃金など）の変動に対応できること (5) など
- ・ 現代では、自分の親を養うことが困難になっていること (7)。

50年先の「お金」の価値

1 (5)	<p>★ ねらい 貯蓄にはない公的年金のもう1つのメリットとして、「インフレなどに対応できる」という点があることを理解する。</p> <p>★ 解説 ファクトシート②左下の通り、50年前に比べて物価（物の値段）は上がっている。（たとえば、はがき1枚は、50年前なら5円、現在は50円。仮に、50年前に「100円」を持っていれば「20枚」買えるが、現在なら「2枚」しか買うことができない。）若い頃に貯蓄したとしても、年をとった時に物価が上がっていれば、そのお金の価値が「目減り」してしまう可能性もある。</p> <p>公的年金なら、こうした「物価上昇（インフレ）のリスク」にも対応できる。具体的には、物価が上昇すれば、それに応じて年金額も増額する仕組み（物価スライド）となっている※。実際、1970年代の石油ショックの際も、物価スライドにより、年金額の実質的な価値が保たれている。</p> <p>※ 2004年以降、少子高齢化に対応して、現役世代の負担能力に見合うよう、年金額が自動的に調整される仕組みが導入されており、物価や賃金の伸びと比べ、年金額の伸びは抑えられる仕組みとなっている。</p>
-------	---

公的年金制度ができたのはなぜ？

1 (6)	<p>★ ねらい 公的年金の保険料は自分の老後のために積み立てられているのではなく、その時々の高齢者の公的年金の支払いに充てられていること（世代間扶養）を理解する。</p>
1 (7)	<p>★ ねらい 公的年金は、昔は「個々人で自分の親を養っていた」のを、核家族化や都市化などを背景に、徐々に「社会全体で高齢者を養う仕組み」として整備されてきたものであることを理解する。</p> <p>★ 解説 かつては、昔は親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、親から家・土地などの生活手段や、農地・お店といった生産手段を譲ってもらう中で、個々人で親を養っていた。</p> <p>現代は、都市で会社勤めをして親と別居する人が多くなり、平均寿命も長くなったため、親を養うための費用が大きくなっている。また、産業化により、親のもつ生産手段に縛られずに仕事をする者も多くなってきている。こういった社会の変化の中で、「個々人で親を支える」ということが難しくなってきたため、「社会全体で高齢者を支える」公的年金制度が整備されてきた。</p>

まとめ

1 (8)	<p>★ ねらい ここまで学習したこと（なぜ公的年金制度が必要か）についてまとめてもらう。</p> <p>★ 解説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的年金なら、個人の貯蓄や、民間の年金保険では実現が困難な、 <ul style="list-style-type: none"> ・長生きリスクへの対応（終身保障）が可能 ・物価や賃金の変動への対応が可能（物価スライド、賃金スライド）などのメリットを持っていること。 ・また、もし公的年金がなければ、自分で親や祖父母を養わなければならないということ（また現代ではそれが困難なこと）を総括できればよい。
-------	--

2 「私たちの世代」の公的年金を考えよう

「公的年金」に対する私たちのイメージ

(1) あなたは公的年金制度にどんなイメージを持っていますか？年金は50年後、あなたの老後の支えになってくれると思いますか？またその理由は？周りの人にも意見を聞いてみよう。

・自由に公的年金制度に対するイメージを書いてもらう。

・周りの人の意見も聴いてもらう。

「保険料を払わない」ってどういうことだろう？

(2) もし、公的年金の保険料を払わないとすると、以下の場合、どうなるのでしょうか。

① 65才で、仕事から引退した場合、

(老齢年金を受け取ることができない)

② 25才で、交通事故にあつて、重い障害が残った場合

(障害年金を受け取ることができない)

③ 30才で、一家の稼ぎ手として働いているときに、子どもを残して亡くなった場合

残された夫や妻は、(遺族年金を受け取ることができない)

(3) あなたはもうすぐ公的年金に加入することになりますが、きちんと保険料を払いますか、できれば払いたくないと思いますか。また、それはなぜですか（国民年金保険料額約15,000円/月）。

(払う ・ 払わない)

理由 ・自由に思ったことを書いてもらう。

(4) あなたのまわりで、下のような理由で、国民年金の保険料を払わない人がいます。それぞれの理由に対して、あなたは、どのように声をかけますか？

【ファクトシート①右下】参照



➤ 結局、保険料を払っても、将来、公的年金は受け取れないんですよ。保険料を払っても、損をするんじゃない？

- ・公的年金は、長生きしたり、障害を負ったりする「リスク」に備えるもので、そもそも「損得」で考えるものじゃないんじゃないかな。
- ・公的年金の費用の一部には税金が入っているし、保険料を払わなくて公的年金がもらえなくなると、公的年金の税金に見合う給付分も受け取れなくなってしまふよ。
- ・国が一生給付を保障してくれる安心感は、数字では表せないものだと思うよ。

➤ 保険料を払いたいんだけど、経済的に苦しくて払えないよ。公的年金を受け取るためには、どうしたらいいのかな？



お金がなくて保険料を払えないなら、保険料の免除をしたらいいんじゃないかな。学生なら学生納付猶予というのがあって、働き始めてから保険料を払うこともできるよ。

2 (1)	<p>★ ねらい 公的年金のイメージについて、自由に書いてもらう。若者と高齢者、男性と女性などで回答に違いがあるか考えてみるのもよい。</p>
2 (2)	<p>★ ねらい 「保険料を払わない」期間が長くなった場合※、高齢になったとき、思わぬ事故や病気で障害が残ったときや、一家の働き手が亡くなったときに「公的年金をもらえなくなる」ことを理解する（個々人の負担と給付の関係）。 (みんなで支えあうしくみであるからこそ、自分だけが協力しないで権利を得ることはできないことになっている。) 逆に、しっかりと保険料を納めていれば、高齢になったときだけでなく、障害の場合や遺族を残してしまった場合に公的年金がもらえることを理解する。</p> <p>※ 公的年金の保険料を払うことは法律上の義務となっているが、保険料を払わなかったとしても、ただちに公的年金を受け取れなくなる訳ではない。 たとえば、20才～60才の40年中原則25年間保険料を納めるか、免除を受けることが、老齢基礎年金を受ける要件となっている。（もちろん、40年間保険料を納めることが原則であるため、25年間しか保険料を納めない場合、受け取る年金額は、「満額（66,000円/月）×25/40」となってしまう。）</p>
2 (3)	<p>★ねらい 「保険料を払わない」ことによるデメリットを理解した上で、国民年金保険料を払うかについて、自由に書いてもらう。</p>
2 (4) <前段>	<p>★ ねらい 保険料の“払い損”という言葉について考えてみることで、「リスクに備える」という保険の考え方を理解する。</p> <p>★ 解説 公的年金は、長生きや障害を負うリスクに対応するものであり、個々人の保険料と年金額を比べて「損か得か」という話ではない。たとえば、長生きしたり、障害にあたりた場合は、生涯受け取る年金額は多くなるが、これが果たして「得」と言えるだろうか考えてみるのもよい。 現役時代に保険料を払わなかった場合でも、基本的に税金は負担している。このため、保険料を払わないことは、公的年金に含まれる税金に見合う給付分（基礎年金の半分）も受け取れないことになるとも言える。</p>
2 (4) <後段>	<p>★ ねらい 経済的に苦しく保険料を払えない場合に、免除制度や猶予制度という手段があることを知る。</p> <p>★ 解説 経済的に苦しく保険料が払えない場合には、保険料の免除制度を利用することができる（所得に応じて、全額免除の他、4分の1、2分の1、4分の3の免除がある。）。免除が認められれば、老後は公的年金のうち税金に見合う給付分は受け取ることができる。 一方、学生や若年者で保険料を払えない場合には、保険料の猶予制度を利用することができる。こちらは、免除制度と異なり、後から保険料を納めること（追納）が前提となっており、追納しなければ老後に公的年金を受け取ることができない。様々な方法で保険料を納めやすい仕組みになっており、保険料を納める義務は果たせるようになってきているため、保険料の未納にはならないようにしなくてははいけない。</p>

「私たちの世代」の公的年金を考えよう

(5) 少子高齢化が進む中での今後の公的年金制度の在り方を考えてみましょう。

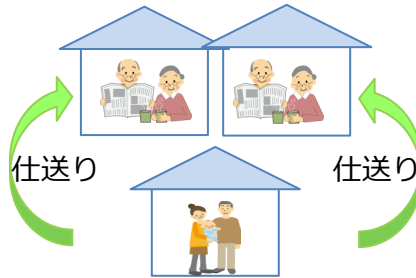
【ファクトシート②右】参照

- 今後「少子高齢化が進む」ということは、【公的年金を通じて社会全体で親世代を養う場合】も【公的年金ではなく自分で親を養う場合】のいずれにしても、
 - ・生まれてくる子ども[兄弟姉妹]の数が（**少なくなり**・多くなり）、
 - ・1人の子どもが養わなければならない親の数は、（少なくなる・**多くなる**）

【公的年金を通じて社会全体で親世代を養う場合】



【公的年金ではなく自分で親を養う場合】



(6) 少子高齢化が進む中では「老後世代の安定」と「若年世代の負担」の両方への配慮が必要になります。子ども、親はどうすればいいと思いますか？

【ファクトシート②右】参照

- 子どもは、できる限り親の生活が不安定にならないよう、無理のない範囲で保険料[又は仕送り]を（**増やす**・減らす・払うのを止める）。
- 親は、子どもの負担が重くなりすぎないように、年金給付[又は仕送り]を（たくさん求める・**少し我慢する**）。

(7) 少子高齢化に対応して、公的年金制度にどのような仕組みが組み込まれているか、調べてみましょう。【ファクトシート②右】参照

将来、高齢者の割合が増えるため、若者が負担する保険料は今よりも少し上がる。
（厚生年金：16.8%→18.3%、国民年金：15,040円→16,900円（平成16年度価格）
しかし、それ以上は上げないよう、次のような対策がとられている。

- ① 平成21年度から、基礎年金に税財源が2分の1投入されることになった。
- ② 年金給付は、少子高齢化に対応して、年金額を調整する仕組みになっている。

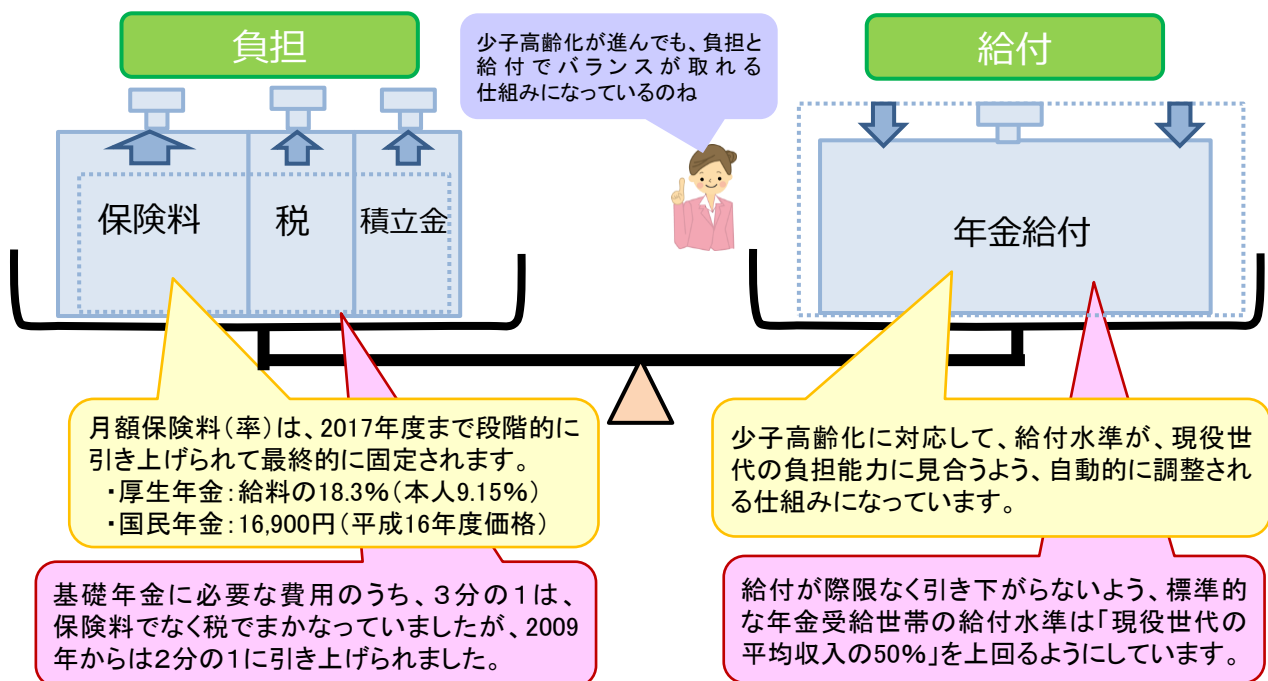
(8) 高校を卒業して就職すれば厚生年金に加入することになります。また、大学に進学しても、20歳になれば国民年金に加入することになります。今後、あなたは公的年金とどのように関わっていこうと思いますか？

・ワークシート・ファクトシートを踏まえて思ったことを自由に書いてもらう。

➤ 日本の公的年金制度は「国民皆年金」。全員が加入して、一生涯関わるものよ。公的年金制度を信頼できる制度とするために、私たちにできることを考えてみましょう。



<p>2 (5) (6)</p>	<p>★ ねらい 「少子高齢化の中での公的年金の負担と給付のあり方」について、「公的年金ではなく自分で親を養う場合」と比較して考えてみる。 公的年金制度があろうとなかろうと少子高齢化の下で支え手の負担が重くなることは同じ。そうした中で、国はどんな対応策があるのかを考えてみる。</p>
<p>2 (7)</p>	<p>★ ねらい 少子高齢化に対応した公的年金制度の仕組みを調べ、「現役世代の負担」と「高齢世代の給付」のバランスをどのようにとっていけばよいかについて、考えを深める。細かい仕組みを知ることよりも、負担と給付の考え方の理解に重点を置くようにする。</p> <p>★ 解説 現在の公的年金制度は、少子高齢化の中でも、現役世代の保険料の負担が重くなりすぎないようにしています。具体的には、現役世代の支払う国民年金や厚生年金の保険料に上限を設けている（平成29年以降、国民年金 月16,900円、厚生年金18.3%）。</p> <p>「負担」と「給付」のバランスを図りつつも、これ以上の保険料を上げないよう、「負担」の面では、基礎年金に税財源が2分の1投入されることになり、これまで積み立てられてきた積立金も今後は取り崩していく計画になっている。</p> <p>また、「給付」の面では、少子高齢化に対応して、年金額が自動的に調整されるような仕組みになっている（下図参照）。</p> <p>公的年金制度は現役世代が負担した保険料や税などを高齢世代に分配しているに過ぎない仕組みであり、少子高齢化が進むと制度がもたないといったものではない。少子高齢化の下で、いかにして支え手を増やし、支えられる者を減らしていくのか、様々な取り組みを行っていくことが大切。</p>



<p>2 (8)</p>	<p>★ ねらい これまでの学んだことを総括してもらおう。(公的年金制度に対するイメージの変化や感想などでもよい)</p>
--------------	---

社会保障の正確な理解についての1つのケーススタディ ～ 社会保障制度の“世代間格差”に関する論点 ～

- 社会保障・税一体改革大綱において、「給付・負担両面で、人口構成の変化に対応した世代間・世代内の公平が確保された制度へと改革していくことが必要である」とされており、「世代間の公平性の確保」は社会保障改革の重要な視点の1つとなっている。
- この大綱における「世代間の公平性の確保」は、従前の年金、医療、介護の仕組みにも手を加えつつ、子育て支援を中心とする若者世代への給付を手厚くすることや、高齢者にも応分の負担をしてもらうために税制や保険料、利用者負担などの在り方を見直すなど、幅広い視点での改革を意味している。
- 一方、一部の試算に基づいて、既存の年金、医療、介護の仕組みの上で、生涯に支払った“保険料”と“給付”の割引現在価値換算額の差引きをもって、世代間の格差が大きいことを示しているものがある。
- ここでは、社会保障制度の“世代間格差”に関して言われている一般的な論点を検証した上で、社会保障における給付と負担の関係を整理する。

1

まず、“社会保険における世代間格差論を問うことの是非”は別として、“計算技術”的ないくつかの点について指摘する。

【論点①】（保険給付の期待値を計算することの問題）

社会保険は、あくまでも保険であり、金融商品ではない。

仮に、社会保険における世代ごとの給付と負担の関係について、機械的な“計算”ができるとしても、それは、あくまでも“平均値”としての期待値を示したものに過ぎない。

社会保険があることでリスクが軽減されることによる“期待効用の増加”も考慮すべきではないだろうか（“リスクヘッジ”こそが“保険”の意義）。

たとえば、あらゆる民間の保険商品は、保険会社が事業を運営するために必要とするコストである付加保険料を徴収している分、「保険給付の平均値としての期待値」は「市場運用の期待収益額」より低くなる。だからといって、保険商品が払い損とは言えない側面があることと同様に、社会保険も単純に払い損とはいえない側面がある。

＜リスク軽減の例＞

年金：「終身年金」により引退時の想定以上に長生きした場合に生活費を保障

「インフレ」による老後所得の実質価値減少のリスクを軽減

経済成長によって若者世代が裕福になった場合の老後生活水準の相対的低下のリスクを軽減

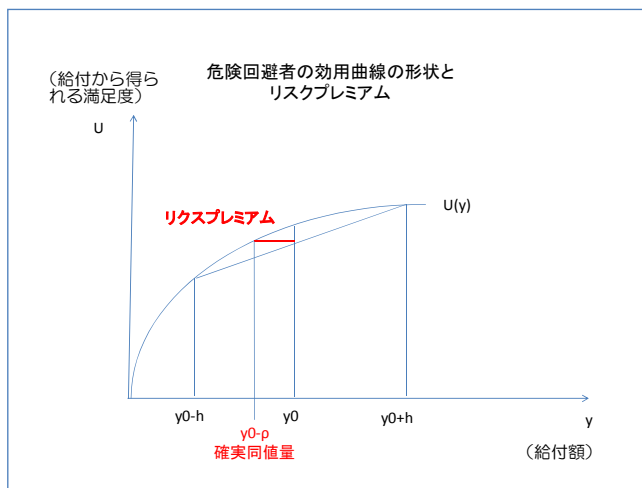
「障害」や「遺族」となったときの生活費を保障

医療：予期せぬ疾病により生じた「高額の治療費」を軽減

介護：長期にわたる「介護による家族の負担」を軽減

2

- 以下は、保険リスクの効用曲線を示したものの。リスクを考慮しなければ、平均値 y_0 を期待してしまうが、リスクプレミアムを考慮すると、 $y_0 - \rho$ の給付で満足できる。



$U(y)$ は効用曲線といい、給付額が増えるほど満足度の伸びは小さくなると考えられる（限界効用逓減の法則）。

「確定量 $y_0 - \rho$ は変動量 $y_0 \pm h$ の「確実同値量（certainty equivalent）」であるという。そして ρ の大きさは、経済主体が所得増減の危険を避け所得の安定性を得るために、プレミアムとして余分に払ってよいと思う最大可能額を示す。これがこの ρ を「保険プレミアム」insurance premium または「（マイナスの）危険プレミアム」（negative risk premium と呼ぶ所以である」（酒井泰弘(1982)『不確実性の経済学』有斐閣経済叢書、40-41 頁

3

【論点②】（割引率の問題）

若いときに払って、歳をとってからもらう社会保険の仕組みの上では、割引率の設定次第では、割引現在価値換算の数値は、収支がマイナスになる。社会保険の制度設計で用いる“賃金上昇率”よりも高い“利回り”を割引率とすることにより、世代間の格差が大きく見える試算をしているものがある。

- 現役時代に保険料を支払って、高齢期になって給付をもらう社会保険の仕組みにおいては、払う時期とももらう時期にかなりの時間差があるため、その間の物価や賃金の動向で貨幣価値が変わってしまう。すなわち、名目額の比較は意味をなさない。
このため、これを同じ時点の貨幣価値でみるために、ある指標で割り引いて“割引現在価値換算”というものを行って「実質的な金額」で考えることとなる。
- 一般に、一定の実質的な経済成長があり、かつ、資産が富を生むような、通常の経済状況の場合、
物価上昇率 < 賃金上昇率 < 利回り
の大小関係になる。
- この3つの指標のうち、最も値が大きい“利回り”で割り引いて割引現在価値に換算しているものがある。これは、保険料を払わずに、その分を市場運用することで利回りを稼ぐ“金融商品”と比較して、どちらが期待収益が大きいかという発想。しかし、人生の様々なリスク軽減を図ることが主目的の保険である社会保険を、期待収益の大小だけで金融商品と比較することは適切ではない。

4

- 計算技術的に、最も値が大きな“利回り”で割り引くことは、賃金や物価などの低い値で割り引くことに比べ、遠い将来の金額を小さな額で見なすこととなる。
一般に、現在のお金を、大きな利回りを前提で考えると、将来の金額は大きくなる。「割り引く」というのは、まさにこの“逆”の話で、現在のお金を、大きな利回りを前提で評価していくと、将来のお金の価値は、そのぶん大きく目減りしてってしまうことを意味する。
- 社会保険の負担は、一般に給与の一定率などで負荷され、賃金で伸びる。給付にもその構造が入るため、賃金の伸びと大きな乖離はないと考えることができる。それを賃金以上の数値で割り引くと、拠出に比べて、遠い将来で受給する給付額の方が小さな額で見なされ、拠出と給付の関係はマイナスの方向に働く。
※ 〔本資料末24-26頁、参考資料1「具体的な計算例」参照〕

※ ちなみに、払った分が戻ってくる例として知られるスウェーデン方式の年金給付も「みなし運用利回り」である1人当たり賃金の伸びで上昇するように設計されており、年金債務の計算に用いる割引率は賃金上昇率である。このため、スウェーデンの年金も、利回りで割り引けば、いわゆる“払い損”ということになる。もっとも、スウェーデンで年金の割引現在価値が計算される場合には、割引率として賃金上昇率が用いられている。
※ さらに、ここでいう“利回り”は、100兆円を超える公的年金での運用で仮定された利回りであり、個人でそのような運用の成果をあげるためには、相当のリスク運用を行う必要が生じる。（公的年金は、相当の規模があるため、安全かつ効率的に行っても相応の収益が期待できる）
- 年金だけでなく、高年齢になるほど費用が大きくなる医療や介護も、高年齢時期の給付がより大きく割り引かれるため、マイナスが大きくなる要素がある。

割引率の考え方の整理

	利回り	賃金	物価	名目
割引率 (H21財政検証)	4.1%	2.5%	1.0%	0% (割引せず)
給付負担倍率	割引率が小さいほど倍率は大い →			
割引の考え方	債券、株式市場での逸失利益の期待値の計算	生活水準(賃金)による価格調整	購買力による価格調整	-
保険のリスクヘッジによる効用	いずれのケースにおいても保険のリスクヘッジによる期待効用の増加(保険のメリット)は計算されていない			
払い損かどうかの解釈	いずれのケースも給付負担倍率が1倍を下回っても、上記のリスクヘッジによる期待効用増がそれを補えば払い損にはならない。 → 特に利回りの場合は金融商品と保険という2つの選択肢の比較が計算の含意となっているが、この際、前者が保険のリスクヘッジによる期待効用の増加を評価していないことは重大な欠陥である。			

【論点③】（100年後の医療や介護）

医療や介護のサービス給付を割引現在価値換算し、負担と給付の関係を示すことに意味があるのだろうか。

- 今の若人が高齢者になるまでの医療や介護の費用を計算しているものがあるが、100年先の医療、介護の姿を想像できるだろうか。
- 医療の技術進歩の早さをみても、10年前の内視鏡手術の割合はどうだったろうか、抗がん剤治療は今のよりにたくさんの種類があっただろうか。10年前になかったこうした技術は、当時の価格ではいくらと換算できるのか。同様に、将来を考えると、今の最先端医療ももっと容易に使えるようになるのではないか。
- 厚生労働省が行っている医療費の将来見通しでは、こうした医療の構造変化をひとくくりにして、経済成長率と一定程度の相関をもって推移すると見込んでいるが、これは、あくまでも、当面（せいぜい20～30年）の間の話であり、その先、遠い未来で、どのような医療が行われ、どの程度の医療費がかかるのかを見通すことは難しいのではないか。
- 医療と介護の費用については、単なる“費用”として捉えるのではなく、医療による健康の回復・増進や介護サービスによる自立した生活の実現などの効果を、積極的に評価してよいのではないか。

7

【論点④】（事業主負担の扱い）

社会保険料支払に事業主負担を含めるべきか否か。

- 厚生年金や健康保険の保険料負担に、“事業主負担”を含める方法と、含めない方法がある。
- これについて、事業主から見ると、“事業主負担”は、従業員に対して負担している額として計上すべきと主張するかもしれないが、従業員からするとその分を負担しているという認識は薄い。
- 仮に、折半ではなく、事業主負担をなくして、その分、本人負担分の保険料を100%に増やした場合、軽減された事業主負担分のすべてが必ず、従業員の賃金に転嫁されるのだろうか。逆に、事業主は、社会保険料負担の軽減策として、非正規雇用を増やすような行動をとったり、パート労働の社会保険適用で、現在、適用除外の者が多い企業団体等が強い抵抗を示したりするのは何故だろうか。さらに、賃金には硬直性があるために、社会保険料の賃金への転嫁には、相当の時間を要するという実証研究はいくつもある。
- このようなことを考えると、事業主負担がすべて従業員の給料に転嫁されるとはいえず、この部分の扱いをどうすべきかについては、確定的なことは言えないのではないか。

8

【論点⑤】（引き算がいいのか？割り算がいいのか？）

保険料の支払から受給された給付を引き算して、その差引きがプラスかマイナスをみている試算があるが、むしろ、払った保険料の水準に対して、どの程度の給付をもらえるのかという点で、割り算をして比率をみるべきではないか。

- 社会保険、特に年金制度においては、支払った保険料の水準に対して、どの程度の水準の給付を受給できるかについては、老後の生活設計を描く上でも必要な情報である。その際、生活設計のための水準ということであれば、たとえば、今の給与水準に対して何%程度もらえるか、すなわち、“所得代替率”が一般的な指標である。
- 生涯にわたっての負担と給付の関係をみる場合においても、同様に、“引き算”ではなく、“割り算”で比率をだすことで、現在、保険料を負担している若者が、その制度に入ることにより、どの程度の給付の見返りが期待できるかが明確になるのではないか。

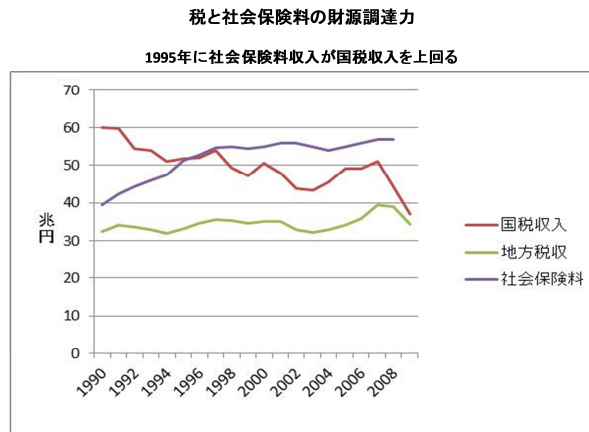
次には定性的な論点を記す。

「社会保険」の概念とは？

- 社会保険の世代間格差論は、「所得再分配は、税で行えばいいのであって、社会保険の中で行うべきでない」という考え方に立っているものがあるが、これについてどう考えるべきか。
- 「社会保険」に係る保険料は、本当に、
『保険』 = 再分配が一切行われず、給付反対給付均等原則が必須
でなければいけないと考えるべきなのか。
- 「社会保険」とは、
生活問題の救済に際して、税による一方的扶助では、劣等処遇原則が先立って、厳しいミーンズ・テストによるスティグマ（汚名の刻印）が避けられない。さらに、税による扶助では、財源の性質上、ミニマムの保障に傾きがちで、それでは貧困問題をはじめとした生活問題を軽減することができず、国民の不安を緩和することができなかった。
この状況を鑑み、社会保険は、生活者の所得の一部を拠出させることによって、市民社会の倫理観になじみやすい“自助の強制”の型式をとりつつ、私保険の原則（給付反対給付均等原則）に社会政策目的による変容を加えながら、高所得者から低所得者へ、生活事故発生確率の低い者から高い者への再分配を行いつつも、給付に権利性を付与することをねらった制度である。
なお、公的年金でも所得再分配が行われているとはいえ、「現役時代に保険料拠出という自助努力をした人は、老後もそれなりに報われる」という制度設計となっており、保険料拠出が多かった人が少なかった人よりも給付が低くなることはなく、現役時の労働や保険料納付のインセンティブを損なわない仕組みになっている。

	扶助原理（生活保護）	社会保険	私保険
私保険の原則 （給付反対給付均等原則）	—	給付反対給付均等原則は、社会政策目的に従属させ、個々人の事故発生率の大小を操作することにより、生活事故へのリスクヘッジを行う目的と共に、再分配にも目的を置く。	確率を媒介項として個人単位で給付反対給付均等原則が厳守される。
受給の権利性	薄い、もしくは無し	高い	あり
財源調達安定性と給付の安定性	不安定	税財源とするよりも財源調達は安定的であり、したがって給付も安定性が高い。	—

※ 財源調達の安定性については、次の図を参照。

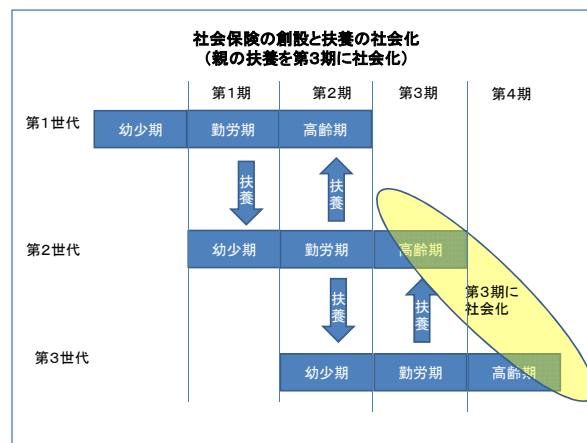


11

- 社会保険が主に対象とする生活リスクは、

（年金）年老いて収入がなくなり、長生きしてしまったとき、「障害」や「遺族」となったとき
（医療）病気やケガで高額のコストがかかったとき
（介護）身体が弱くなり、長年にわたり、日常生活に手助けが必要となったとき

に、制度創設前は、（賦課方式的に）子世代が親世代を直接的に支援してきた“リスク”を、経済成長とともに起こってきた都市化・核家族化などに対応できるよう「社会化」したものを。



12

- こうした経緯を踏まえれば、子世代が親世代を支えるという行為に対して、「社会化」後の制度の中だけに着目して機械的な割引現在価値を計算することにどのような意味があるのだろうか。そうした試算に基づいて、過去の保険料負担以上の給付を受けている前世代のことを一概に“楽をしてきた”、また、そうした制度を作ってきたことを“過去の不始末”と言えるのだろうか。

世代間の「格差」はなぜ生じたのか？

- 社会保険の仕組みを創設して、創設時点で最初の世代にサービス給付（生涯の保険料負担に比べて過大な給付）をした場合、生涯の保険料負担額には、当然、世代間の「格差」が発生する。

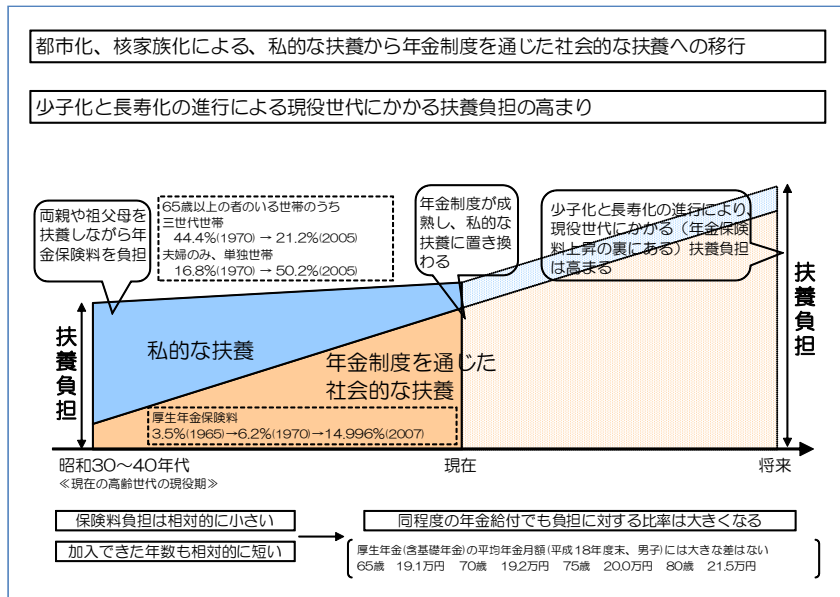
<介護保険の例>・・・制度創設時に70歳の世代と40歳の世代について、介護保険制度内における生涯の保険料負担と給付の関係だけをみて比較すると、下表のように、世代間の「格差」が発生するという指摘もある。

	制度発足時 70歳世代	制度発足時 40歳世代
生涯の保険料負担	20年程度負担	50年程度負担
生涯の介護給付	おおむね同じ (介護が必要となるのは概ね70歳以上のため)	
給付／負担	高い	低い

- しかし、介護保険はそもそも3年間で給付と負担が均衡する短期保険であり、さらに、以下のような視点も重要。
 - ※ 介護保険創設はむしろ現役世代も含めた国民の声を踏まえて創設された仕組み。創設時の高齢者には、給付を制限すべきだという声はなかった。
 - ※ 介護給付は高齢者への給付なのだろうか、現役世代の私的な介護負担が軽減されており、現役世代への給付とも考えられるのではないか。(上表でいうと、70歳世代は親世代への給付はもらえないが、40歳世代は親世代への給付の受益も受けていることから、一概に40歳世代の給付負担比率が低いとはいえない)

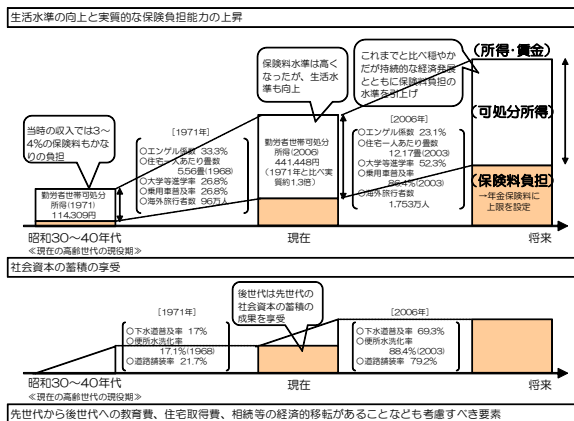
- このような制度創設に伴う世代間格差は、年金、医療でも生じており、これが、世代間格差の最大の要因

(年金制度の制度創設時の“私的な扶養”と“社会的な扶養”)



- また、社会保険制度の創設時以降、経済成長や社会基盤の整備とともに、段階的に、今の社会保険料負担の水準に至っている。
すなわち、当時の低かった社会保険料も、当時の経済の規模からすると、相当の“負担感”は生じていた。

15



回帰の世代が動き始めた時代 1971年 → 2006年

項目	1971年	2006年
初任給(大卒・男)	¥43,000	¥199,800
勤労者世帯平均可処分所得	¥114,309	¥441,448
消費者物価上昇率(2005年=100とした場合)	34.6	100.3
住宅1人当たり畳数	5.56畳(注1)	12.17畳
車用車普及率	26.8%	86.4%(注2)
大学進学率	26.8%	52.3%
海外旅行人数	96万人	1,753万人
エンゲル係数	33.3%	23.1%
厚生年金保険料率	6.4%	15.4%
下水道普及率	17.0%	69.3%
便所水洗化率	17.1%(注1)	88.4%(注2)
道路舗装率	21.7%	79.2%
65歳以上の者がいるうち三世帯世帯	44.4%	21.2%(注3)
(65歳以上の者がいるうち、夫婦のみまたは単身世帯)	16.8%	50.2%(注3)

可処分所得水準は1971年に比べ実質1.33倍に拡大した

食費+保険料の所得に占める割合はほぼ同じ

後世代は前の世代が負担した社会資本等の恩恵を受ける

後世代は相対的に私的な扶養の負担から解放

(注1)1968年(注2)2003年(注3)2005年(出所)厚生労働省の資料を基に本誌作成

『週刊東洋経済』2009年10月31日号75頁

- また、当時の低かった保険料であっても、今の日本の年金の積立金は、他の先進諸国の公的年金に比べて、圧倒的に多い水準にある。負担給付倍率で世代間格差が生じないように、当時から今と同じ保険料を課していたら、今では、GDPを上回るような規模の積立金が発生していることになる。そうした、他の国では当然懸念されていた莫大な公的貯蓄を抱えることのマクロ経済リスクを、この国では考える必要がなかったのか。
- なお、年金は、急激な保険料の引上げと莫大な積立金が蓄積されることに伴うリスクを避けるために段階保険料方式を採用してきたのに対し、医療は時代と共に医療が高度化して医療費が増加してきたことによるものであり、同じように段階的に保険料が上がってきたとしても、その意味は全く違う。

社会保険での世代間の「格差」は、本当に問題なのか？

- そもそも、社会保険制度の中の世代間の「格差」は本当に問題なのであろうか。
- 社会保険は、この制度がなければ発生したであろう、世代間の生活水準の格差を縮小する役割を果たしてきた。この政策目的を遂行する際の政策基準は、各世代の「生活水準」であった。こうした社会保険の中で世代間格差を推計すれば、世代間格差は確実に存在する。しかしながら、そこで推計された格差について、各世代の生活当事者達は、果たして価値を伴う規範的判断である「不公平」と感じているのであろうか。
- 各世代の生活当事者達が意識する「公平」「不公平」感に近似できる指標を作るといのであれば、次のような要素も考慮にいれた方がいいのではないか。

- ◆ 老親への私的扶養は、社会保険制度の充実に伴い減っているのではないか。
- ◆ 前世代が築いた社会資本から受ける恩恵は、今の若人の方が高齢者より大きいのではないか。
- ◆ 教育や子育て支援による給付は、今の若人の方が高齢者より充実しているのではないか。
- ◆ 少子高齢化の中で、親からの1人当たりの相続財産は、昔よりは増えているのではないか、等

→ これらを考慮に入れて世代間の「公平」「不公平」を表す指標を作成しないと、各世代を生きる人たちに
 にとって生活実感と外れた指標で議論していることにはならないか。もっとも、同一世代の中で、相続財産を
 受ける者とそうでない者がいるであろうが、そうした問題は、世代内の格差問題として把握すべきこと
 である。

17

(参考)

子ども1人あたりの社会保障給付費（家族関係給付費）の推移

年度	家族関係 給付費 (兆円) ①	0-14歳人口 (万人) ②	1人当たり 給付費 (万円) ①/②	1人当たり GDP (万円)
1980	1.1	2,751	4.1	212
1990	1.6	2,249	7.1	365
2000	2.7	1,847	14.8	397
2009	3.8	1,701	22.5	372

(注) 「社会保障給付費」(国立社会保障・人口問題研究所)等より作成

子ども1人あたりの教育費と教員一人当たり児童生徒数の推移

年度	国と地方の 教育費 (兆円) ①	0-14歳人口 (万人) ②	1人当たり 教育費 (万円) ①/②	教員一人当たり 児童生徒数 (人)
1950	0.2	2,943	0.6	33.9
1960	0.8	2,807	2.7	32.6
1970	3.4	2,482	13.9	24.0
1980	16.8	2,751	61.2	23.5
1990	23.4	2,249	104.1	20.2
2000	27.6	1,847	149.4	17.2
2006	24.4	1,744	139.9	16.2

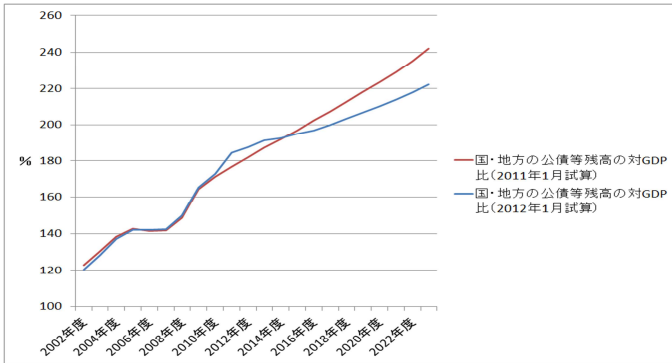
(資料) 文部科学省「地方教育費調査報告書」「学校基本調査報告書」

- 我々の世代は、国・地方の公債等残高の対GDP比で200%に至ろうとする公的債務を残してしまった。そのため、将来世代に多額の公債費(国債・地方債等の元利払い)を負わせることとなる。これは明白に問題視されるべきことであるが、こうした公債費を後世代に負わせたゆえに生まれる世代間格差と、私的扶養の社会化ゆえに生まれる社会保障の中で観察される世代間格差の現象を、混同して議論していないか。なお、社会保険制度の財政は、社会保険に投入されている国庫負担、地方負担分を除いて、財政再建の基準となっている国・地方の公債等残高等に悪影響を与えることはない。

18

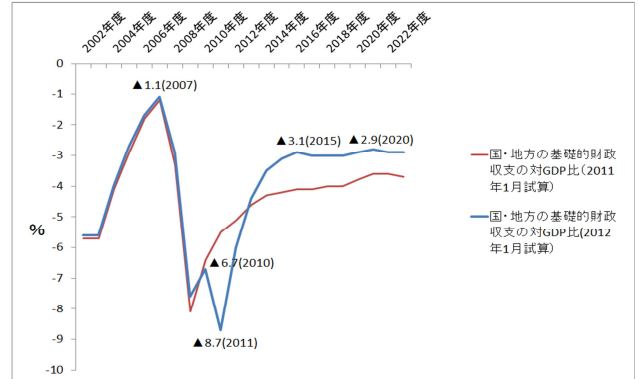
- 次の図は、一体改革「素案」前後の「経済財政の中長期試算」における国・地方の公債等残高の対 GDP 比と基礎的財政収支の対 GDP 比（いずれも慎重シナリオ）を一つの図にまとめたものである。図に描いた 2011 年 1 月試算は一体改革を全く考慮しておらず、2012 年 1 月試算は「素案」の消費税率引上げを反映させた見通しである。現在、財政再建の政策基準となっているのは、国・地方の公債等残高の対 GDP 比及び国・地方の基礎的財政収支の対 GDP 比である。

一体改革による国・地方の公債等残高の改善
国・地方の公債等残高の対 GDP 比(慎重シナリオ)



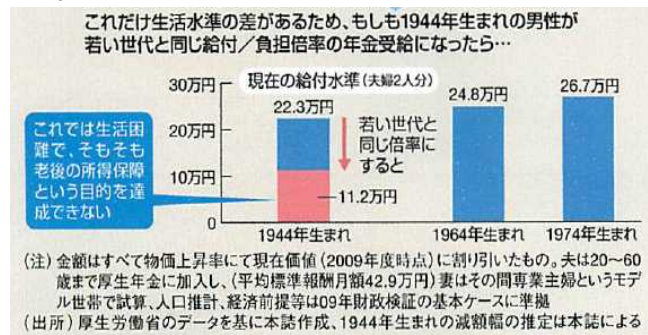
資料)内閣府「経済財政の中長期試算」(平成23年1月21日、平成24年1月24日)より作成。平成24年は、復旧復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

(参考) 一体改革による基礎的財政収支の改善
国・地方の基礎的財政収支の対 GDP 比(慎重シナリオ)



19

- 仮に、社会保険の中で観察される世代間格差をなくすため、社会保険に「再分配が一切行われぬ給付反対給付均等原則」を求めるのであれば、制度創設時の高齢者は十分な給付を受けることはできず、リスクは自己責任となるが、多くの国民は、
 - ① “社会保険の中で世代間格差が全くない世界。しかし、社会・経済で起こりうるリスクは全て自己責任” と
 - ② “社会保険の中に世代間格差は生まれるものの、社会・経済の変動があっても、世代間で生活水準の大きな変動を避けることができる世界” のどちらを選択するだろうか。



『週刊東洋経済』2009年10月31日号75頁

- なお、国際社会においては、古くからILO条約で一定の水準の社会保障制度を整備することが求められており、各国とも社会保険の中で世代間格差が生じることを承知の上で、戦後の世界規模の経済成長期に、世代間で生活水準に大きな格差が生じないように社会保障給付の充実に努めてきたことをどう考えるか。そして、同時期、他の先進国と比べて経済成長率が高く、高齢化のスピードが速かったのであるから、日本の社会保険の中の世代間格差は他国と比べて大きくなることはやむを得ず、その評価は慎重であるべき。

20

世代間の「格差」の解消は可能か？

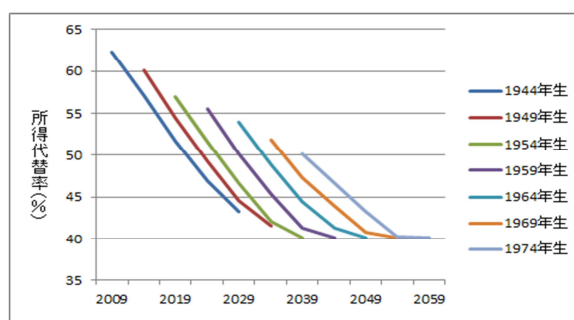
- 現行の社会保険の下で、一部の論者に問題視されている「格差」を完全に解消してしまうためには、次のいずれかを行うしかない。

- ① 現在の高齢者の負担に対する給付の倍率（給付負担倍率）を下げる
- ② 若人及び将来世代の給付負担倍率を上げる

→ ①については、現在の高齢者の「給付を下げる」、「追加負担を求める」のいずれしかない。ただ、仮にそれが可能であったとしても、その制度は今の若い人が高齢者になった時にも適用されるために、「世代間格差」という視点からみれば、大きな緩和効果は見込めない。

なお、年金については、多くの論者は、既裁定年金は物価スライドであり、2004 年年金改革で、次のような改革が行われたことを知っているのであろうか。そして、これよりもさらに、年金の給付水準を下げるのが可能であろうか。

既裁定年金の給付スケジュール



21

→ ②について、“社会保険料”と“給付”の関係だけで世代間格差を論じる場合、その格差の是正にあたっては、“税”で処理すれば、一見解消できたように見える。

しかし、“税”も含めた拠出と給付の関係を見ると、あまり大きな変化を期待できない。また、むしろ社会保障に多額の公費が投入されているが、それに相当する財源が確保されておらず、公費（税）負担こそが将来世代への負担のつけ回しとして、社会保障・税一体改革が進められていることとの関係をどう考えるべきか。

- 社会保険が創設された時、家族内で子が老親を扶養するという“賦課方式”が社会化されたのであり、社会保険の創設で、自分の老後のために積み立てる仕組みが壊されて、これが賦課方式に置き換えられたのではない。特に今は、“社会保険”の仕組みができるまでの過渡期であり、その部分だけを取り出して、格差を議論することは国民に誤解を与える。
- 積立方式で自分の老後を賄う方法が、変動が激しくその動きが不確実な市場社会の中で、あたかも簡単に成立するかなような主張がなされているが、積立方式のデメリットももっと議論されていいのではないか。実際に1990年代に積立方式の年金を導入した中欧・東欧諸国では、リーマン・ショックで高齢者の積立金が大幅に目減りしてしまった。そして日本でも、積立方式を採用する企業年金は、金融市場の変動に翻弄され続けてきた。

22

まとめ

- 少子高齢化が進む中で、持続可能な社会保障制度を構築するためには、世代間・世代内の公平性を確保することは重要。しかし、その際の重視すべき“公平性”を示す指標として、社会保険の中だけで給付と負担の関係を比較した一面的な数値のみで評価することは不適切。
- 社会保障制度が、子ども世代と親世代、現役世代と高齢世代の支えあいという仕組みが基礎になっていることを踏まえ、仮に、将来 65 歳以上人口割合が 40%程度になっても、その際の支えられる人を減らし、支える人を増やして社会経済を活性化していく取り組みを拡充していくことで、制度の持続可能性は確保できるし、それ以外の方法は根本的な解決とはならない。
- このような考え方に立って、将来にわたって、あらゆる世代が安心して暮らしていけるよう、社会保障制度の改革・改善を続けていくことが重要である。

23

(参考資料)

〔 論点②「割引率の問題」についての具体的な計算 〕

- 現役時代の 20 代、30 代、40 代、50 代の 4 つの期間に保険料を 10 ずつ支払い、受給開始後、60 代、70 代の 2 つの期間に 20 ずつの年金を受給するというシンプルな制度を仮定する。これは、合計で 40 払って、40 もらうこととなり、世代ごとの人口構成が同じと仮定すれば、世代間格差の生じる余地のない公平な制度である。
しかし、以下の計算で示されるとおり、“割引率”の仮定や“賃金上昇率”を見込むことによって、割引現在価値換算額でみた拋出の合計額と給付の合計額の“倍率”に違いが生じることについて、ケーススタディを行う。

(ケースゼロ : 賃金上昇を仮定しない場合の“割引率”の大きさと“倍率”の関係)

ケースゼロ 賃金上昇がない場合
(時間的再分配の割引現在価値)

割引率	勤労拋出期				退職受給期		拋出計	給付計	倍率
	1期	2期	3期	4期	5期	6期			
1%	10	10	10	10	20	20	39	38	0.97
2%	10	10	10	10	20	20	38	36	0.94
3%	10	10	10	10	20	20	37	34	0.91
4%	10	10	10	10	20	20	36	32	0.89
5%	10	10	10	10	20	20	35	31	0.86

- 現役時代に 10 ずつ 4 期支払い、退職後 20 ずつ 2 期受給するので、割引率を考慮しなければ、拋出計、給付計ともに、40 ずつで、倍率は 1.00 となる。
- しかし、割引率を 1%、2%と大きくしていくと、その分、遠い将来の金額、すなわち、拋出額に比べて給付額が小さな額で見なされることとなるため、拋出計に比べて給付計がより小さくなり、その結果、割引率が大きいほど“倍率”は小さくなる。

24

(ケースⅠ : 賃金が毎年上がる場合の拠出と給付の関係)

ケースⅠ 賃金が毎年上がる場合

		賃金伸び率 2.5%												
		期間												
		第1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	拠出計	給付計	倍率
世代	第1世代	20												
	2	20	20.5											
	3	10	20.5	21										
	4	10	10.3	21	21.5									
	5	10	10.3	10.5	21.5	22.1								
	6	10	10.3	10.5	10.8	22.1	22.6				41.53	44.70	1.08	
	7		10.3	10.5	10.8	11	22.6	23.2			42.56	45.82	1.08	
	8			10.5	10.8	11	11.3	23.2	23.8					
	9				10.8	11	11.3	11.6	23.8	24.4				
	10					11	11.3	11.6	11.9	24.4	25			
	11						11.3	11.6	11.9	12.2	25			
	12							11.6	11.9	12.2	12.5			

- 一般的には、一定の経済成長があれば、1人当たり賃金も上昇する。ここでは、1期あたり2.5%の賃金上昇があると仮定する。
- この場合、給料に比例して拠出するとすれば、第1期で10の拠出額は第4期には10.8に上昇する。
- また、公的年金は、現役世代の給料の水準に照らして一定の水準を保障する仕組みとなっており、モデルとして年金額も賃金上昇率で改定すると仮定することができる。この場合、第1期20だった年金額は第5期には22.1に改定される。
- このように賃金上昇率で改定される拠出額、給付額の合計を計算すると、制度成熟期の第6世代では、拠出額が41.53、給付額が44.70となり、倍率は1.08となる。
- これは、第7世代においても額は拠出も給付も2.5%だけ大きくなるが倍率は1.08と同じになる。

(ケースⅡ : ケースⅠを賃金で割り引く場合の拠出と給付の関係)

ケースⅡ ケースⅠを賃金伸び率で割り引く場合

		賃金伸び率 2.5%												
		期間												
		第1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	拠出計	給付計	倍率
世代	第1世代	20												
	2	20	20											
	3	10	20	20										
	4	10	10	20	20									
	5	10	10	10	20	20								
	6	10	10	10	10	20	20				40	40	1.0	
	7		10	10	10	10	20	20			40	40	1.0	
	8			10	10	10	10	20	20					
	9				10	10	10	10	20	20				
	10					10	10	10	10	20	20			
	11						10	10	10	10	20			
	12							10	10	10	10			

- ケースⅠを賃金で割り引くと、賃金で伸びていったものを同じ率で割り引くこととなるので、“賃金で改定せず、割引を行わなかった場合”と同じ金額となる。
- すなわち、10ずつ4期にわたって支払うので拠出計は40、20ずつ2期にわたって受給するので給付計も40となり、倍率は1.0となる。

(ケースⅢ : ケースⅠを利回りで割り引く場合の拠出と給付の関係)

ケースⅢ ケースⅠを運用利回りで割り引く場合

		運用利回り 4.1%												
		期間												
		第1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	拠出計	給付計	倍率
世代	第1世代	20												
	2	20	19.7											
	3	10	19.7	19.4										
	4	10	9.85	19.4	19.1									
	5	10	9.85	9.69	19.1	18.8								
	6	10	9.85	9.69	9.55	18.8	18.5				39.09	37.31	0.95	
	7		9.85	9.69	9.55	9.4	18.5	18.2			38.49	36.73	0.95	
	8			9.69	9.55	9.4	9.25	18.2	17.9					
	9				9.55	9.4	9.25	9.11	17.9	17.7				
	10					9.4	9.25	9.11	8.97	17.7	17.4			
	11						9.25	9.11	8.97	8.83	17.4			
	12							9.11	8.97	8.83	8.7			

- ケースⅠの計算結果を4.1%の利回りで割り引く場合、4.1%が賃金上昇率2.5%を上回っているため、遠い将来の金額を小さな額で見なすこととなる。
- このため、第6世代の第1期の拠出が10であるのに対し、第4期の拠出は9.55となる。また、給付は第5期が18.8、第6期が18.5となる。
- この結果、第6世代の拠出計は39.09、給付計は37.31となり、倍率は0.95と1を下回ることとなる。
- このように、賃金で改定される年金制度を仮定した場合でも、改定率よりも大きな割引率で割り引くと1を下回ることとなる。

- このように、世代間格差の生じる余地のない単純かつ公平な制度を仮定した場合であっても、割引率の設定次第で、制度成熟時の第6世代以降の「給付-拠出」はマイナスとなる。このような計算方法の性格上で出た結果を「世代間格差」と論じることは誤解を導く。

※3, 6, 11, 12, 19, 21, 24, 25, 26ページの図表については、慶應義塾大学 権丈教授提供による。

「社会保障」や「租税」「財政」等に関する学習指導要領の主な記述

○小学校学習指導要領（平成20年3月告示）

社会

〔第6学年〕

2 内容

(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようにする。

ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。

イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。

3 内容の取扱い

(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。

ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、災害復旧の取組、地域の開発などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようにすること。

エ (中略)。また、イの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

【小学校学習指導要領解説 社会編】(内容の(2)ア関連抜粋)

ここでは、我が国の政治の働きについて学習する際に、政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていることを考える手掛かりとして、国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していることを調べる対象として挙げている。ここに示された事項について指導する際には、次のことをおさえる必要がある。

(中略)

社会保障については高齢者や障害者のための福祉政策、健康医療に関する事業、子育て支援事業などが、災害復旧の取組としては風水害、地震や津波、土砂災害、噴火などの災害に対する国や地方公共団体の救援活動や災害復旧の工事などが、

地域の開発については道路の建設，地域の再開発，田畑や河川の改修工事などが，それぞれ考えられる。これらのほかにも，公共施設の建設を取り上げることも考えられる。ここでは，これらの事業について，例えば，地域の人々や国民の願い，計画から実施までの期間や過程，規模や予算などを取り上げて具体的に調べるようにする。

実際の指導に当たっては，児童の関心や地域の実態に応じて，調査活動を取り入れたり資料を活用したりして学習が具体的に展開できるようにすることが大切である。その際，国の政治の働きを具体的に理解できるようにするために，国会議員の選挙，国会の働きについて取り上げ国会などの議会政治の働きや選挙の意味を理解できるようにすることや，政治の働きと税金の使われ方の関係について取り上げ租税の役割を理解できるようにすること，国会の働きと関連付けて内閣や裁判所の働きを取り上げ三権相互の関連を理解できるようにすることが考えられる。

【小学校学習指導要領解説 社会編】（内容の(2)イ関連抜粋）

「国民としての権利及び義務」について調べるとは，日常生活に見られる国民の権利，義務に関する具体的な事例を取り上げて調べ，（中略）また，国民は権利を行使する一方で，勤労や納税の義務などを果たす必要があることなどを理解できるようにすることである。

【小学校学習指導要領解説 社会編】（内容の取扱い(2)関連抜粋）

内容の取扱いの(2)のイは，我が国の政治の働きの学習において，国会などの議会政治や選挙の意味，国会と内閣と裁判所の三権相互の関連，国民の司法参加，租税の役割についても扱うようにすることを示したものである。

（中略）

「租税の役割」については，国や県，市によって行われている社会保障，災害復旧の取組，地域の開発などに必要な費用は租税によってまかなわれていること，それらは国民によって納められていることなどを理解し，租税が大切な役割を果たしていることを考えることができるようにする。

内容の取扱いの(2)のウは，内容の(2)のアの「地方公共団体や国の政治の働き」についての学習において取り上げる事例の範囲と配慮事項を示したものである。

政治の働きについての指導では，学習が抽象的にならないよう，また，調べる事例が網羅的にならないように，児童の関心や地域の実態に応じて，社会保障，災害復旧の取組，地域の開発などの中から事例を一つ選択して取り上げ，具体的に調べるようにすることが考えられる。

社会保障を取り上げる場合、例えば、高齢者や障害者の介護、医療の充実、子育て支援などにかかわる具体的な事業を選択して取り上げ、市(区)役所や町(村)役場、県(都、道、府)庁が地域の実情を調べ、人々の願いを取り入れながら必要な施策を決定し、国と協力して計画的に実行していることなどを具体的に調べるようにする。

(中略)

内容の取扱いの(2)のエは、内容の(2)のイに示されている「天皇の地位」と「国民としての権利及び義務」について学習する際に取り上げる事例と配慮事項を示したものである。

(中略)

「国民としての権利及び義務」の指導については、日本国憲法に定められた国民としての権利及び義務を網羅的に取り上げるのではなく、国民生活の安定と向上を図るために政治が大切な働きをしているという観点から、具体的な事例を取り上げるようにすることが大切である。(中略) 国民の義務については、納税の義務を取り上げ、税金が国民生活の向上と安定に使われていることを理解できるようにする必要がある。

○中学校学習指導要領（平成20年3月告示）

社会

〔公民的分野〕

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

3 内容の取扱い

(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ (中略) 「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。

【中学校学習指導要領解説 社会編】（公民的分野 内容の(2)イ関連抜粋）

この中項目は、なぜすべての経済活動を市場の働きだけに任せておくことができないのか、国民の生活と福祉の向上を図るために、国や地方公共団体はどのような役割を果たしているのかということを理解させるとともに、財政の役割や租税の意義などについて考えさせることを主なねらいとしている。

(中略)

「社会保障の充実」については、日本国憲法第25条の精神に基づく社会保障制度の基本的な内容を理解させ、その一層の充実を図っていく必要があることを理解させるとともに、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえながら、これからの福祉社会の目指すべき方向について考えさせることを意味している。

(中略)

「国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる」については、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など国や地方公共団体に任せの方が効率的であったり、公正であったり、市場の働きだけに任せたままでは解決が難しかったりする問題について具体的に考えさせることを意味している。

「財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる」については、財政の歳入・歳出における内容を具体的に取り上げ、財政が国民福祉の観点に立って行われるべきものであることを踏まえながら、財政支出に対する要望は

広範多岐にわたり、そのための財源の確保が必要であるが、国や地方公共団体の財源は無限にあるわけではないことに気付かせ、これらの学習の上に立って、財源の配分について、効率や公正の考え方に基づいて考えさせることを意味している。その際、アの「市場経済の基本的な考え方」で学習した「経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われる」という考え方を生かしながら扱うとともに、「少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせる」(内容の取扱い)ことが大切である。さらに、少子高齢社会における社会保障とその財源の確保の問題をどのように解決していったらよいか、税の負担者として自分の将来とかかわらせて考えさせるなどして、考えたことをまとめさせたり、説明させたりする活動を取り入れるなどの工夫も大切である。

「租税の意義と役割」については、統計資料などを有効に活用しながら租税の大まかな仕組みやその特徴にも触れ、国民生活に大きな影響力をもつ財政を支える租税の意義や税制度の在り方について考えさせることを意味している。また、「国民の納税の義務」については、国民が納税の義務を果たすことの大切さを理解させるとともに、税の負担者として租税の使いみちなどについて理解と関心を深めさせるなど納税者としての自覚を養うことが重要である。

○高等学校学習指導要領（平成21年3月告示）

公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。

【高等学校学習指導要領解説 公民編】（現代社会 内容の(2)エ関連抜粋）

ここでは、現代の経済社会において、自由な経済活動を基本とする市場経済の意義と機能やその限界、財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動が国民福祉の向上とどのような関連があるのかについて考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させることを主なねらいとしている。

（中略）

「政府の役割と財政・租税」については、市場経済の中での政府の役割は、国民生活の向上と福祉の充実のために、民間部門では十分には供給することの難しい財やサービスを提供する役割があること、また所得再分配や経済の安定化を図る役割があることを、近年の経済の動向を踏まえて考察させるとともに、租税を中心とした公的負担の意義と必要性についての理解を深めさせる。その際、納税が国民の義務であることを理解させるとともに、税金がどのように使われどのようなサービスを受けているかなどについて納税者としての立場から関心をもつことが大切であることを理解させる。

（中略）

「社会保障」については、疾病や出産、障害、加齢など様々な原因により発生する経済的な不安を取り除くなどして生活の安定を図り、人間として生活が保障される社会保障制度の意義や役割を理解させるとともに、現状と課題などを、医療、介護、年金などの保険制度においてみられる諸課題を通して理解させる。またその際、少子高齢化の進行や、財政との関連、保険料の負担などとの関係について考察させる。

第3 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義，国民経済における家計，企業，政府の役割，市場経済の機能と限界，物価の動き，経済成長と景気変動，財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割，金融の仕組みと働きについて理解させ，現代経済の特質について把握させ，経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

(3) 現代社会の諸課題

ア 現代日本の政治や経済の諸課題

少子高齢化と社会保障，地域社会の変貌と住民生活，雇用と労働を巡る問題，産業構造の変化と中小企業，農業と食糧問題などについて，政治と経済とを関連させて探究させる。

【高等学校学習指導要領解説 公民編】（政治・経済 内容の(2)ア関連抜粋）

「財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割」については，財政とは政府による経済活動であることを理解させた上で，現代経済における有効需要政策の意味と役割及びその問題点について理解させるとともに，財政政策が，資源配分の調整，所得や資産の再分配，経済の安定化を行って国民福祉の向上に寄与する目的で行われていることに気付かせる。その際，投入された費用に対してそれから得られた効果を比較しながら最適な政策を選択していく必要があることを理解させる。さらに財政活動を行うには原資が必要であることに気付かせ，租税や国債など財源の調達方法やそれぞれの問題点を理解させるとともに，限られた財源をいかに配分すれば国民福祉が向上するかを考察させ，適切な財政運営が重要な課題であることに気付かせる。なお，財政は国だけでなく地方公共団体も行っていることに気付かせ，両者の役割分担や連携の在り方について考察させる。

租税に関しては，税制度の基本を理解させるとともに，国民生活における租税の意義と役割，公平で適切な負担の在り方について考察させる。その際，国民が納税の義務を果たすとともに，納税者としてその使途について関心をもつことが大切であることを理解させる。

【高等学校学習指導要領解説 公民編】（政治・経済 内容の(3)ア関連抜粋）

ここでは，現代日本の政治や経済の諸課題として，「少子高齢社会と社会保障」「地域社会の変貌と住民生活」「雇用と労働を巡る問題」「産業構造の変化と中小企業」「農業と食料問題」などから幾つかを選択して取り上げ，それらの課題に

ついて、政治と経済との関連に留意しながら多面的・多角的に探究させ、持続可能な社会の形成という視点から望ましい解決の在り方について考察を深めさせることを主なねらいとしている。

(中略)

「少子高齢社会と社会保障」については、日本が少子高齢社会を迎えて、労働力需給や経済成長など国民経済に大きな影響が出ていること、医療や年金など社会保障費の財政負担の増大も大きな問題となっていることなどを、日本の社会保障制度の歩みや特色などに触れながら理解させる。

このような理解の上に立って、少子高齢社会における社会保障の在り方について、政府主導による福祉の考え方と、国民の自助努力による福祉の考え方を対照させ、真に豊かで福祉社会の実現という視点から探究させる。

例えば、少子高齢社会に伴う問題点を家族、介護、雇用、年金、医療など様々な面から調べさせ、その解決のための方法について探究させることが考えられる。また、少子高齢化が進む諸外国の現状と課題などについて調べさせ、日本のこれからの福祉の在り方について探究させることなども考えられる。

家庭

第1 家庭基礎

2 内容

(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉

ウ 高齢期の生活

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

エ 共生社会と福祉

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

(2) 生活の自立及び消費と環境

エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】(家庭基礎 内容の(1)ウ関連抜粋)

人の一生を見通す中で高齢期をとらえ、加齢に伴う心身の変化や特徴を理解させる。また、高齢期になっても、だれもが安心して自立的な生活を送ることができる高齢社会を築くために、個人や家族、地域及び社会の果たす役割について考えさせる。

(中略)

(イ) 高齢社会を生きる

我が国がかつてない超高齢社会を迎えていることについて、その高齢化の現状と今後の解決すべき課題について理解させる。また、長寿化、少子化等の人口の高齢化の背景や高齢社会の特徴を理解させ、高齢化は社会を構成するどの世代にもかかわる課題であることを認識させる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】(家庭基礎 内容の(1)エ関連抜粋)

幼児期から高齢期までの人の一生を見通して、家庭や地域の生活課題を主体的に解決し、よりよい生活を創造するためには、各ライフステージにどのような福祉や社会的支援が必要かについて理解させる。また、共に支え合って生きる社会

を成立させるための課題について考えさせる。特に、乳幼児を育てるための子育て支援や、高齢期の個人や家族を支える高齢者福祉の現状と課題について理解させる。

(中略)

(ア) 家族・家庭と社会的支援

乳幼児期から青年期、壮年期、高齢期までの生活を外部から支える様々な社会的支援の概要を理解させる。特に、子育てについては、少子社会における子育て支援策とかかわらせて考えさせ、社会全体で子どもを育てる環境を整備し、支援していくことが必要であることを理解させる。

高齢期については、個人及びその家族を支える在宅福祉や施設福祉など高齢者福祉の概要を理解させる。これらの学習を通して、生涯を通してだれもが自分の力を生かし、他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会をつくるために、どのような社会的支援やシステムが必要かなどについても考えさせる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】(家庭基礎 内容の(2)エ関連抜粋)

生涯を見通した経済の管理や計画については、家計の構造、家計における収支バランスや計画性にとどまらず、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた貯蓄や保険などの資金計画についても関心をもたせる。

(中略)

(イ) 生涯の経済計画とリスク管理

(中略)

また、生涯を見通した経済の計画を立てる場合には、事故や病気、失業などの不測の事態や退職後の年金生活なども想定し、生涯賃金や働き方なども含め、リスクにどのように対応したらよいかについて考えさせる。

第2 家庭総合

2 内容

(2) 子どもや高齢者とのかかわりと福祉

イ 高齢者の生活と福祉

高齢者の心身の特徴や高齢社会の現状及び福祉などについて理解させ、高齢者の生活の課題や家族、地域及び社会の果たす役割について認識させるとともに、高齢者の自立生活を支えるための支援の方法や高齢者とかかわることの重要性について考えさせる。

ウ 共生社会における家庭や地域

家庭と地域とのかかわりについて理解させ、高齢者や障害のある人々など様々な人々が共に支え合って生きることの重要性を認識し、家庭や地域及び社会の一員として主体的に行動することの意義について考えさせる。

(3) 生活における経済の計画と消費

ア 生活における経済の計画

生活と社会とのかかわりについて理解させ、生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について認識させる。

(5) 生涯の生活設計

ア 生活資源とその活用

生活の営みに必要な金銭、生活時間などの生活資源についての理解を深め、有効に活用することの重要性について認識させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の範囲や程度については、次の事項に配慮するものとする。

ア 内容の(2)の(中略)。イについては、日常生活の介助の基礎として、食事、着脱衣、移動などについて体験的に学習させること。また、高齢者の福祉については、高齢者福祉の基本的な理念や地域及び社会の果たす役割に重点を置くこと。

イ 内容の(3)のアについては、家庭の経済生活の諸課題について具体的に扱うようにすること。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】(家庭総合 内容の(2)イ関連抜粋)

人の一生を見通して高齢期について理解させるとともに、高齢者の自立生活を支えるために、個人や家族、社会が果たす役割について認識させる。また、そのための具体的な支援の方法を理解させるとともに、高齢者にかかわることの重要性についても考えさせる。

(中略)

(エ) 高齢社会の現状と社会福祉

我が国の高齢化の特徴や居住地域の高齢化の状況について理解させ、高齢社会の現状と課題について考えさせる。また、高齢者の自立生活を支える高齢者福祉の基本的な理念と高齢者福祉サービスについて理解させる。

高齢者福祉の基本的な考え方は、高齢者が、たとえ心身が衰えても、もてる力を生かして、安心して自立生活を送ることができるよう制度や環境を整えることであることを認識させる。また、高齢者を支える家族の役割や、介助の必要な高齢者を支える地域及び社会の福祉サービス、高齢者福祉施設などについても理解させる。さらに、施設福祉と在宅福祉が地域社会の中で互いに連携し合って役割を果たす地域福祉システムの基本的な理念について理解させるとともに、地域社会の一員として地域福祉の充実に関心をもち、その担い手として住民相互の助け合いやボランティア活動に参加することの意義について認識させる。学習に当たっては、生徒の住む地域の福祉サービスを調べたり、福祉施設を訪問したりするなどの活動を充実させる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】(家庭総合 内容の(2)ウ関連抜粋)

多様なニーズをもった人々が、年齢や障害等の有無にかかわらず、それぞれのもてる力を生かし、共に支え合いながら、安心して充実した生活を創造できる社会、すなわちノーマライゼーションの理念を土台とした社会をつくることが重要であることを理解させる。また、共に支え合って生きる社会を実現するために、個人や集団がどうつながり、助け合ったらよいかについて、人と人とのネットワークや社会的制度、さらにそれを支える生活環境の整備などとも関連させて考えさせる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】(家庭総合 内容の(3)ア関連抜粋)

(イ) 資金管理とリスク

家計管理の基本について理解させるとともに、生涯にわたる短期、長期の生活設計を行う上で必要な病気や事故などの不測の事態に備えたリスク管理の方法など、個人の資金管理の基本的な考え方を理解させる。その際、ローン、クレジットの利用などに加えて、貯蓄、保険、株式などの基本的な金融商品などにも触れる。

また、就職、結婚、子どもの誕生、高齢期の生活などを想定し、生涯賃金や働き方などについて、具体的な数値を取り上げて扱い、年金や保険を含めた経済計画の重要性を認識させる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】（家庭総合 内容の(5)ア関連抜粋）

家族，友人，健康，金銭，もの，空間，技術，時間，情報など，生活する上で重要な要素が生活資源であることを理解させる。また，人の一生の各ライフステージにおいて，それらの生活資源を有効に活用することが重要であり，生活の中の様々なリスクへの対応や回避のためにも役立つことを，家庭科で学習した内容と関連付けて理解させる。

なお，生活を支える社会保障制度や社会福祉については，各ライフステージの課題と関連付けて，基本的な理念やその内容を理解させる。

第3 生活デザイン

2 内容

(1) 人の一生と家族・家庭及び福祉

ウ 高齢期の生活

高齢期の特徴と生活及び高齢社会の現状と課題について理解させ、高齢者の自立生活を支えるために家族や地域及び社会の果たす役割について認識させる。

エ 共生社会と福祉

生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援について理解させ、家庭や地域及び社会の一員としての自覚をもって共に支え合って生活することの重要性について認識させる。

(2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立

ア 消費生活と生涯を見通した経済の計画

消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、生涯を見通した生活における経済の管理や計画について考えることができるようにする。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】（生活デザイン 内容の(1)ウ関連抜粋）

人の一生を見通す中で高齢期をとらえ、加齢に伴う心身の変化や特徴を理解させる。また、高齢期になっても、だれもが安心して自立的な生活を送ることができる高齢社会を築くために、個人や家族、地域及び社会の果たす役割について考えさせる。

(中略)

(イ) 高齢社会を生きる

我が国がかつてない超高齢社会を迎えていることについて、その高齢化の現状と今後の解決すべき課題について理解させる。また、長寿化、少子化等の人口の高齢化の背景や高齢社会の特徴を理解させ、高齢化は社会を構成するどの世代にもかかわる課題であることを認識させる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】（生活デザイン 内容の(1)エ関連抜粋）

幼児期から高齢期までの人の一生を見通して、家庭や地域の生活課題を主体的に解決し、よりよい生活を創造するためには、各ライフステージにどのような福祉や社会的支援が必要かについて理解させる。また、共に支え合って生きる社会を成立させるための課題について考えさせる。特に、乳幼児を育てるための子育て支援や、高齢期の個人や家族を支える高齢者福祉の現状と課題について理解さ

せる。

(中略)

その際、子どもの福祉や高齢者の福祉など生涯にわたって生活を支える福祉については、その基本的な理念を中心に扱う。

(ア) 家族・家庭と社会的支援

乳幼児期から青年期，壮年期，高齢期までの生活を外部から支える様々な社会的支援の概要を理解させる。特に，子育てについては，少子社会における子育て支援策とかかわらせて考えさせ，社会全体で子どもを育てる環境を整備し，支援していくことが必要であることを理解させる。

高齢期については，個人及びその家族を支える在宅福祉や施設福祉などの高齢者福祉についてその概要を理解させる。これらの学習を通して，生涯を通してだれもが自分の力を生かし，他からの援助も得ながら安心して暮らせる社会をつくるために，どのような社会的支援やシステムが必要かなどについても考えさせる。

【高等学校学習指導要領解説 家庭編】（生活デザイン 内容の(2)ア関連抜粋）

(エ) 生涯の経済計画とリスク管理

(中略)

また，生涯を見通した経済の計画を立てる場合には，事故や病気，失業などの不測の事態や退職後の年金生活なども想定し，生涯賃金や働き方なども含め，リスクにどのように対応したらよいのかを考えさせる。その際に，クレジット，住宅ローン，保険，株式など具体的な事例などを通して理解させる。